

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定にかかる

計画素案及び計画書作成等支援業務募集要項

(公募型プロポーザル)

1 案件名称

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定にかかる計画素案及び計画書作成等支援業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者に係る施策を包含した総合的な計画として、3年を一期として策定しており、現在の第9期計画は令和8年度までを計画期間としていることから、最終年度となる令和8年度が、次期計画の策定期間となっている。

次期計画は、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、市町村においては実情に即した市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことに伴い、令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、これまで策定してきた「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と調和のとれた「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」として策定する必要がある。

策定にあたっては、関連法令の改正等を受けて、計画策定を前に厚生労働省から発出される通知「第10期介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて（予定）」などによる市町村老人福祉計画及び都道府県老人福祉計画を見直すに当たり参酌すべき標準等を踏まえるとともに、国や他の政令指定都市をはじめとする他都市の動向に加え、令和7年度実施の高齢者実態調査等により把握した市内に居住する高齢者の日常生活全般の状況、介護保険サービス利用者の満足度や未利用者の意向、介護支援専門員の状況、介護保険施設等運営状況等を基礎資料として、計画素案の検討及び審議会における審議を進める必要がある。

また、計画素案について、パブリック・コメント手続等を経て、市民意見を反映のうえ計画として策定し推進していくにあたっては、素案から計画の各段階において、市民の深い理解と協力が得られる分かりやすいものであることが不可欠である。

さらに、2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれ、これにより生じる諸課題について早急な対応が求められる。このことから、第10期計画の策定にあたっては、外部の視点によるこれまでの本市計画の総括、検証をはじめ国や本市に蓄積されたデータの分析・活用、専門性の高い高齢者保健福祉・介護保険・認知症施策に対する幅広い知見からの公共サービスの充実と課題解決に向けた取組の提案力等、民間事業者の高い専門性やノウハウを活用することで、より効果的で実効性のある計画策定を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金11,616千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約日～令和9年3月31日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

大阪市高齢者実態調査報告書

大阪市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書

その他、本業務の遂行に必要となる本市が保有する高齢者福祉サービス、介護保険サービス等の実績データ等。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

担当課にて閲覧可

(4) 契約保証金

契約保証金	大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定にかかる計画素案及び計画書作成等支援業務契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 計画素案、計画素案パブリック・コメント用概要版、計画書及び計画書概要版の版下作成

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定にかかる計画素案及び計画書作成等支援業務契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

ア 受託者決定後契約締結までに、受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約締結を行わない。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

イ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）種目「13その他 代行 17各種施策研究・調査」において登録されていること

- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- オ 役員等に次の各号に該当する者がいないこと
 - (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (イ) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- カ 受注者及び再委託の相手方は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定、若しくはISO/IEC27001又はJIS Q 27001の認証を受けていること

5 スケジュール（予定）

・ 公募開始	令和8年5月7日（木）
・ 質問受付締切	令和8年5月19日（火） 午後5時
・ 質問に対する回答	令和8年5月26日（火）（予定）
・ 参加申請関係書類、企画提案書の提出期限	令和8年6月9日（火） 午後5時
・ 選定結果通知	令和8年6月中旬
・ 契約締結・事業開始	令和8年6月下旬
・ 計画素案・パブリック・コメント用概要版版下提出	令和8年10月頃
・ パブリック・コメント結果集約	令和9年1月
・ 計画書・概要版の版下提出	令和9年3月
・ 事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年5月19日（火）午後5時まで

イ 提出方法

別紙「質問票」に記載し、担当部署までE-Mail（送信先：fa0027@city.osaka.lg.jp）により提出すること。必ず、電話によりメールの着信を確認すること。

ウ 回答

受け付けた質問及び回答については、令和8年5月26日（火）までに大阪市ホームページ上の「大阪市高齢者実態調査等実施及び集計・分析業務委託事業者を募集します」に掲載する。

(2) 参加申請手続き及び企画提案書の提出

ア 受付期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月9日（火）の午前9時30分から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）

イ 提出方法・場所

持参（土・日・祝日を除く午前9時30分から午後5時）又は郵送等（受付期限内必着）により、下記「8（2）提出先、問い合わせ先」まで提出すること。郵送等の場合は、配

達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また持参で提出する場合は、事前に電話連絡（06-6208-8026）を行うこと。

（３）参加申請にかかる必要提出書類、書式及び部数

提出書類	様式・備考	提出部数
① 公募型企画プロポーザル参加申請書	様式1	1
② 法人の概要	様式2	1

（４）企画提案内容、書式及び提出部数

ア 企画提案にかかる必要書類

項目及び記載内容	様式
① 本業務にかかる基本方針 ・ 本業務を実施するにあたり、事業者が重要と考える点	様式3-1
② 計画策定支援にかかる考え方 ・ 本市における高齢者の保健福祉・介護保険事業・認知症施策の現状及び国の動向を踏まえた、次期計画策定に対する事業者の考え方について、現行計画を中心としたこれまでの計画の総括・具体的取組実績及び高齢者実態調査結果の検証・分析による本市固有の課題を考察するとともに、課題解決への方向性を交え次期計画の枠組み(概要)とともに提案すること	様式3-2
③ スケジュール（仕様書・別紙）を踏まえた本業務の具体的提案内容 ・ 計画素案及び計画素案のパブリック・コメント用概要版の作成にかかる支援業務の具体的内容・方法 ・ パブリック・コメントにおける意見集約業務にかかる支援業務の具体的内容・方法 ・ 国や類似の政令指定都市などの先進事例の本市との比較・検証、高齢者実態調査等関連調査・資料の収集及び分析にかかる支援業務の具体的内容・方法	様式3-3
④ 業務執行体制 ・ 本業務にかかる実施体制・支援体制（職員の配置・分担等）及び体制図について記載すること	様式3-4
⑤ 人権への配慮 ・ 高齢者を取り巻く現状と人権課題、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定において必要と考える人権への配慮について記載すること	様式3-5
⑥ 費用積算根拠 ・ 本業務にかかる費用積算の根拠となる見積書	様式3-6
⑦ 類似業務実績 ・ 本業務の類似業務に関する実績がわかる資料	様式3-7
⑧ 計画概要版の提案 ・ 現行の「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2024（令和	自由

6) 年度～2026 (令和8) 年度」(※) のうち、「第5章 高齢者施策の展開」部分 (42ページから159ページ) について、市民に分かりやすい内容に要約した概要版の提案	
--	--

※ 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2024 (令和6) 年度～2026 (令和8) 年度」は、次のサイトからご確認ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-1-2-26-2-0-0-0-0-0.html>

イ 提出部数

各11部 (正本1部、副本10部)

※ なお、法人名の記載は正本のみとし、副本には記載しないようにするとともに、他 (参考資料等) に法人名・法人名を推察できるような情報等の表示があれば、黒塗りするなどして、法人が推定できないようにすること。

ウ 企画提案書の作成方法

アの各必要書類について、法人名を記載した表紙を作成し、①～⑧の順にひとまとめにして編纂すること。

各書式の法人名欄には、貴社名を記入のうえ作成すること。

副本となる企画提案書一式書類について、各書式の法人名を記載する欄があるものは、当該欄を空欄にして作成すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

	評価項目	配点
本業務にかかる基本方針	・本業務を実施するにあたり、事業者が重要と考える点	10
計画策定支援にかかる考え方	・本市における高齢者の保健福祉・介護保険事業・認知症施策の現状及び国の動向を踏まえた、次期計画策定に対する事業者の考え方について、現行計画を中心としたこれまでの計画の総括・具体的取組実績及び高齢者実態調査結果の検証・分析による本市固有の課題を考察するとともに、課題解決への方向性を交え次期計画の枠組み (概要) とともに提案	50
スケジュール (仕様書・別紙) を踏まえた本業務の具体的提案内容	・計画素案及び計画素案のパブリック・コメント用概要版の作成にかかる支援業務の具体的内容・方法 ・パブリック・コメントにおける意見集約業務にかかる支援業務の具体的内容・方法 ・国や類似の政令指定都市などの先進事例の本市との比較・検証、高齢者実態調査等関連調査・資料の収集及び分析にかかる支援業務の具体的内容・方法	30
業務執行体制	・本業務にかかる実施体制・支援体制 (職員の配置・分担等) 及び体制図	10

人権への配慮	・高齢者を取り巻く現状と人権課題、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定において必要と考える人権への配慮	10
費用積算根拠の妥当性	・経費見積額は、提案内容に対して適正であるか。	10
類似業務実績	・本業務の類似業務に関する実績	10
計画概要版の提案	・現行の「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2024（令和6）年度～2026（令和8）年度」（※）のうち、「第5章 高齢者施策の展開」部分（42ページから159ページ）について、市民に分かりやすい内容に要約した概要版の提案	20
計		150

（2）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定にかかる計画素案及び計画書作成等支援業務委託事業者選定会議」を行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。（提案業者によるプレゼンテーションは行いません。）
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い法人を委託候補者として選定する。ただし、合計点数が満点の6割に満たない場合は、適切な法人とは認められず、委託候補として選定しない。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、前項（1）選定基準のうち「計画策定支援にかかる考え方」の得点が高い方を選定する。また、前述の得点がさらに同点の事業者が複数いる場合には、前項（1）選定基準のうち「スケジュールを踏まえた本業務の具体的提案内容」の得点が高い方を選定する。

（3）失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。（令和8年6月下旬頃予定）

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課 担当：吉田・竹田
TEL 06-6208-8026 FAX 06-6202-6964 E-mail fa0027@city.osaka.lg.jp